

平成 22 年 2 月 17 日
消 費 者 庁

まつ毛エクステーションに関する安全性の確保について

まつ毛エクステーションに関する消費者事故等については、平成 21 年 12 月 8 日付けで関係行政機関等から消費者庁に重大事故等として 1 件通知されております。

また、近年、本施術を受けた方々が消費生活センター等に対して、まぶたや目などの健康被害に関する相談を行う事例が増加していることから、今般、独立行政法人国民生活センターはまつ毛エクステーションにおける危害事例を分析し、その問題点や消費者へのアドバイス等を取りまとめました。※

この中には、有資格者（美容師）でない者が違法にまつ毛エクステーションの施術をしていると思われる相談事例等が報告されていること、目や目元に生じた危害は重大な消費者事故等（角膜炎や角膜潰瘍等）につながるおそれがあることから、消費者庁としては、まつ毛エクステーションに関する安全性の確保策を講じるよう、別添のとおり、厚生労働省に要請しました。

※ 独立行政法人国民生活センターは、平成 22 年 2 月 17 日付けで、「まつ毛エクステーションの危害」について記者公表しました。

<まつ毛エクステーションを受けられる方へ>

まつ毛エクステーションは、接着剤など化学物質を目の近くで使うなど、安全性に十分な配慮がなされなければ、目などに大きな負担を伴う行為であり、まぶたや目などに健康被害を招くおそれがあります。

まつ毛エクステーションを受けられる方は、この施術に伴う負担等について事前に理解し、万が一問題が発生したら、ただちに診察を受けましょう。

また、施術には資格（美容師）が必要であり、施術を予約する際などに、施術者が美容師であることを事前に確認しましょう。

問い合わせ先

消費者庁政策調整課

太齊、小泉

電話：03-3507-9261



消 政 調 第 9 号
平成 2 2 年 2 月 1 7 日

厚生労働省健康局生活衛生課長
松岡 正樹 殿

消費者庁政策調整課長
黒田 岳



まつ毛エクステンションに係る安全性の確保について

まつ毛エクステンションに係る消費者事故等については、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）に基づき、平成 21 年 12 月 8 日付けで関係行政機関等から消費者庁に重大事故等として 1 件通知されており、平成 21 年 12 月 16 日付けでその概要について当庁より公表したところです。

また、今般、独立行政法人国民生活センターがまつ毛エクステンションの危害に係る資料を平成 22 年 2 月 17 日付けで公表しましたが、その中では当該施術に係る危害相談が増加していること、美容師でない者が施術を行うといった美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）に抵触する可能性のある事例も見られることなどが報告されております。

まつ毛エクステンションは安全性に十分な配慮がなされなければ、目などに大きな負担を伴う行為であり、目や目元における危害は重大な消費者事故等につながるおそれがあることから、消費者庁としても当該施術に係る安全性の確保をより充実していく必要があると考えています。

まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底については、平成 20 年 3 月 7 日付け健衛発第 0307001 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知をもって、貴課より美容業務の適正な実施の確保を図るよう都道府県等衛生主管部（局）長あて通知しているところですが、消費者の安全・安心の確保を図る観点から、貴課におかれましては、まつ毛エクステンションの危害防止を更に徹底するよう、下記についてご対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 まつ毛エクステンションを行っている美容所等への監視指導を強化するとともに美容師法に抵触する営業者及び施術者に対して適切な措置を講じるよう、監督権限を有する都道府県等に要請すること
- 2 今般の独立行政法人国民生活センターの公表資料に示された危害状況等を広く国民に周知するとともに、危害防止の徹底を営業者に周知するなど、施術の安全性の確保に係る施策を推進すること